

玉城町公開型GIS構築業務にかかる質問および回答

No.	質問項目	質問内容	回 答
1	「実施要領」P.4 「公開型GIS導入実績調書」 について	「令和3年度以降に本業務に関連する事業を履行した実績を記載すること。」と記載があります。関連する事業を履行した実績には、令和2年度以前に公開型GISの構築を行い、令和3年度以降に利用料・保守等の契約を締結して公開型GISのサービスを提供している事業も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、【様式5】公開型GIS導入実績調書には、令和3年度以降に新規で受託した構築業務の実績を優先して記載してください。 また、利用料・保守等の実績は、構築業務の実績の後に記載してください。 なお、令和2年度以前に構築した公開型GISに係る利用料・保守等の契約実績は、現在も運用されており、かつ、当該公開型GISの構築業務を実施している場合に限り、実績として記載することができます。当該構築業務を実施していないもの又は現在運用されていないものについては、実績として記載することはできません。
2	「仕様書」P.7 第3章システム運用要件→25 データ運用要件→(3) 公開 型GISの管理機能提供→②	「一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）による地域情報プラットフォーム準拠製品として、GIS ユニットについて現在又は過去に準拠登録された実績を有する製品であること。」の記載について、“デジタル地方創生サービスカタログに掲載されている公開型GISのサービス”では認められないか。	認められません。 本業務においては、仕様書に記載のとおり、APPLICによる地域情報プラットフォーム準拠製品として、GISユニットの準拠登録実績を現在又は過去に有する製品であることを要件としています。 デジタル地方創生サービスカタログへの掲載は、APPLIC準拠製品としての登録実績を有することを示すものではありません。 したがって、当該カタログに掲載されているだけでは、仕様書に定める要件を満たすものとして取り扱うことはできません。 なお、当該要件はシステム間の互換性、連携性及び安定的な運用を確保するために設けているものです。